

鳥取県は一とふるアートギャラリー認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県は一とふるアートギャラリーの認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 多くの人々が障がいのある人の文化芸術作品を気軽に鑑賞できるアートギャラリーを、鳥取県は一とふるアートギャラリーとして認定することで、文化芸術活動を通じた障がい者の個性の表現や能力の更なる発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アート 絵画、彫刻、立体造形、陶芸、写真、書道、版画、織り、工芸等の美術作品、詩、短歌、俳句、川柳等の文芸作品及びマンガ作品をいう。
- (2) ギャラリー アートを展示する施設をいう。
- (3) 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

(申請等)

第4条 申請事業者（鳥取県は一とふるアートギャラリーの認定を受けようとするアートギャラリーを有する事業者をいう。以下同じ。）は、様式第1号による申請書に、様式第2号による取組計画を添えて知事に申請しなければならない。

2 前項の申請を行うことができる事業者は、申請を行う日の時点で鳥取県内にギャラリーを有し、継続的に障がい者アートの展示を行っているものとする。

(申請の認定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、次条第1項及び第2項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したものについて、申請事業者が有するアートギャラリーを鳥取県は一とふるアートギャラリーとして認定するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請事業者に通知するものとする。

3 知事は、第2項の規定による認定をしたときは、認定事業者（鳥取県は一とふるアートギャラリーの認定を受けたアートギャラリーを有する事業者をいう。以下同じ。）に認定プレートを贈呈するものとする。

4 知事は、認定事業者及びあいサポート・アートセンターと連携して、認定事業者が鳥取県は一とふるアートギャラリーにおいて開催する障がい者アート展等について情報発信を行うものとする。

(認定基準)

第6条 前条第1項の認定は、申請事業者が次の各号及び次項に掲げる基準を全て満たす場合に行うものとする。

- (1) 認定を受けようとするギャラリーが鳥取県内にあること。
- (2) ギャラリーにおける年間の開館日の半分程度、障がい者アートの展示を行う計画があること。
- (3) あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号鳥取県福祉保健部長制定）に規定するあいサポート企業・団体であること。

2 前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。

(認定をしない場合)

第7条 前条の規定にかかわらず、県は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を行わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(認定事業者の責務)

第8条 認定事業者は、年間の開館日の半分程度、鳥取県は一とふるアートギャラリーにおいて障がい者アートの展示を行うとともに、あいサポート・アートセンターと連携し、アート活動に取り組む障がい者の相談支援を行わなければならない。

2 認定事業者は、当該年度における取組実績について様式第3号による実績報告書を翌年度の4月1日までに知事に提出しなければならない。

(認定の期間)

第9条 第5条第1項に定める認定の期間は、認定の日から認定の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、知事が前条第2項の実績報告書の内容を確認し、引き続き認定することが妥当と認めた場合は、認定の期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(認定の取消等)

第10条 第8条の責務を果たすことが困難になったときは、認定事業者は、知事に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする。ただし、認定事業者が認定後に第7条各号の規定に該当したとき又は第8条の責務を果たしていないことが明らかとなったときは、知事は前項の報告によらず当該認定を取り消すことができる。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

鳥取県はーとふるアートギャラリー認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

住 所
団 体 名 称
代 表 者 の 職
代 表 者 の 氏 名

印

鳥取県はーとふるアートギャラリーの認定を受けたいので、鳥取県はーとふるアートギャラリー認定要領第4条第1項の規定に基づき、申請します。

様式第2号（第4条第1項関係）

【鳥取県はーとふるアートギャラリー取組計画】

団体名称：	
構成員数： 人	担当者職・氏名・電話番号：
事業所の概要	
以下、該当する項目に✓してください。 <input type="checkbox"/> 過去3年以内に法令違反がありません。 <input type="checkbox"/> 暴力団若しくは暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。	
認定を受けようとするギャラリーの名称：	
ギャラリーの所在地：	
※この欄には（又は別紙として）、ギャラリーの画像を添付してください。	
障がい者アートの展示等計画（ 年度） ※展示の時期、展示内容を御記入ください。	
障がい者アートの展示等実績 ※近年行った障がい者アート展等の実績を御記入ください。	

鳥取県はーとふるアートギャラリー実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

住 所
団 体 名 称
代 表 者 の 職
代 表 者 の 氏 名

印

年 月 日付けで認定を受けた鳥取県はーとふるアートギャラリーについて、鳥取県はーとふるアートギャラリー認定要領第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり 年度の取組実績等を報告します。

記

- 1 認定を受けたギャラリーの名称
- 2 障がい者アートの展示等実績
- 3 次年度の展示等計画